発表日 2021/11/26

タイトル ふじのくに基準に基づく警戒レベル(11月27日~)の

発表

担 当 危機管理部 危機報道官

連絡 先 危機報道官

TEL 054-221-2316



Shizuoka Prefecture

11月26日(金)現在、「県の警戒レベル2(県内注意・県外注意)」です。

本県の感染状況は、人口10万人当たりの新規感染者数が1人未満と低く抑えられており、病床占有率も県全体で1%を下回り医療提供体制への影響が低い状態を持続しています。県感染流行期は「感染移行期前期」、国の感染警戒区分は「ステージ」(旧)」です。

現在は、**感染防止対策を図りつつ社会経済活動の正常化**が進められているところですが、 その**前提は「感染状況が落ち着いていること」**です。県民の皆様には、感染を再拡大させない よう**気を緩めること無く**、以下の対策に取り組んでいただくとともに、散発的な感染拡大には 十分ご注意ください。

<静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部>

【県民の皆様・事業者の皆様等へのお願い】

〈県民の皆様〉

- ○混雑している時間や場所への外出は注意してください。
- ○県境を跨ぐ移動は、訪問先の都道府県の感染状況を確認した上で行動してください。
- ○3密(「密閉」「密集」「密接」)の条件が揃う場面は回避してください。
- ○飲食の場での感染リスクが高いことを踏まえ、飲食時の黙食と会話時のマスク着用を徹底してください。
- ○飲食店や宿泊施設を利用する場合は「ふじのくに安全・安心認証」を受けているなど、感染対策が十分にとられている店舗を利用してください。

〈事業者の皆様等〉

- ○業種別ガイドラインによる感染防止対策の徹底や、寒冷期においても換気や湿度の管理など 感染しにくい環境を確保してください。
- ○**カラオケ設備を提供する場合**は利用者の密を避ける、換気の確保等、**感染対策を徹底**してくだ さい。
- ○感染リスクが高まる「5つの場面」、特に「居場所の切り替わり」での感染防止対策や、在宅勤務、 時差通勤、人との接触を低減する取組などの感染防止対策を推進してください。
- ◎11月27日(土)以降の県境を跨ぐ不要不急の移動制限 詳細は、静岡県のHPを御覧ください。

https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-keikailevel.html